

# 公 示 書

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所が所管する区域において、令和4年3月28日に締結した「災害等における河川および砂防の応急復旧業務に関する協定」について、新たに参加を希望し、以下の協定締結に同意できる者の公募について、以下のとおり公示する。

令和8年2月17日

国土交通省北海道開発局

札幌開発建設部札幌河川事務所長 正木 孝治

## 1 対象業者

札幌開発建設部札幌河川事務所が所管する区域内において、災害等における河川及び砂防の応急復旧業務（以下「応急業務」）に関する協定の締結に同意できる者。

## 2 対象河川及び砂防

札幌河川事務所が管理する全ての河川、砂防（別紙参照）。ただし、大規模土砂災害が発生した場合は、所管する市町（札幌市、江別市、石狩市、当別町）の区域。

## 3 公募の条件等

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) (3)の1)から8)については北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定をD等級以上に格付けされ、かつ、「維持」の資格を有する者であること。

(3) 別紙担当区域のうち、応募を希望する区域に建設業法上に基づく本店又は支店の拠点を有する者であること。

札幌河川事務所が所管する担当区域の該当市町は以下のとおり。

- 1) 第1区域の協定締結を希望する会社（札幌市、石狩市、当別町）
- 2) 第2区域の協定締結を希望する会社（石狩市、当別町）
- 3) 第3区域の協定締結を希望する会社（札幌市、江別市）
- 4) 第4区域の協定締結を希望する会社（札幌市）
- 5) 第5区域の協定締結を希望する会社（札幌市）
- 6) 第6区域の協定締結を希望する会社（札幌市、江別市）

- 7) 第7区域の協定締結を希望する会社（札幌市）
- 8) 第8区域の協定締結を希望する会社（札幌市）

(4) 3(3)の1)～8)については平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した以下の要件を満たす同種工事等の施工実績を有する者であること。

札幌河川事務所が所管する市町において、札幌開発建設部が発注した河川・砂防工事（附帯・補償工事、維持工事又は河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物の工事を含む）。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(5) 応急業務の履行が可能な建設資機材及び体制等を有する者であること。

また、(3)1)から8)においては、配置予定現場責任者は1級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(6) 協定締結後に工事請負契約を締結する際には、法定外労働補償制度に加入する者であること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号。）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 別紙担当区域のいずれの区域においても協定締結の同意ができる者であること。

応募にあたっては希望する区域を記載できるが、希望する区域以外を担当することもあり得ることを前提に応募すること。

なお、希望する区域以外の担当に採択された場合は、辞退しないこと。

#### 4 提出書類

(1) 災害協定参加希望申請書（様式－1）

(2) 添付書類

ア 希望する区域が3(3)の1)から8)については、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定をD等級以上に格付けされ、かつ、「維持」の資格を有

する者であることを証明する書類（資格決定通知書の写し）。

イ 応募を希望する区域に建設業法上に基づく本店又は支店の拠点を有する者であることを証明する書類。

証明するにあたっては、登記簿の写し等で本店又は支店の所在を確認できる書類を添付すること（資格決定通知書の写しで確認できる場合は添付書類は不要）。（様式－２）

ウ 上記３．（４）の要件を満たす同種工事等の施工実績を有する者であることを証明する書類。

証明するにあたっては、契約書の写し等内容を確認できる書類を添付すること。（様式－３）

また、過去２年間（令和５・６年度）の北海道開発局長等優良工事表彰（河川部門限定）及び当該年度の工事成績優秀企業（令和６年度施工工事）の者は、それを証明する書類を添付すること。

エ 配置予定現場責任者の１級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であることを証明できる書類。（様式－４）

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ １級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士〔建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」、「水産－水産土木」とするものに限る。）〕の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）。

オ 令和７年４月１日以降において、国又は地方公共団体（札幌市においては行政区含む）と災害協定等の締結を行っている場合は、その協定書の写しを全て添付すること。

なお、協定等の活動範囲を札幌開発建設部管内とし、その協定等の更新作業を申請中の場合は、その旨の記述をすること。（様式－５）

カ 令和４年４月１日以降に札幌開発建設部管内において、国、地方公共団体（札幌市においては行政区含む）又は公共施設の管理団体（港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO）からの要請による災害緊急活動の実績を証明する書類を添付すること。

また、要請のない活動においては、企業に対する表彰状、感謝状又は

礼状を授与された災害緊急活動を対象として、その実績を証明する証明書や表彰状等、活動実績を確認できる書類を添付すること。

ただし、管外の災害緊急活動であっても札幌開発建設部からの要請による場合には対象として、その実績を証明する書類を添付すること。  
(様式－６)

キ 希望する担当区域を記載するとともに、本店又は支店所在地から希望する区域の最端地点までの距離とルートを経路図に示すこと。  
(様式－７、経路図)

ク 応急業務の履行が可能である建設資機材及び体制等を有することを証明する緊急時労務・資機材一覧表及び緊急防災連絡体制表を添付し、資機材については保管場所を明記すること。(様式－８・様式－９)

### (３) その他

提出書類の作成にあたっては、別紙様式１～９、経路図を参考とすること。提出書類に関し、後日ヒアリングを行うことがある。

## ５ 参加希望申請書受付

受付期限：令和８年３月１３日（金）まで

受付時間：土曜、日曜及び祝日を除く平日の９時～１６時

提出先：札幌市南区南３２条西８丁目２－１

札幌開発建設部 札幌河川事務所（担当：副所長（事務））

## ６ 協定業者の決定方法

(１) 参加希望申請書類の内容及び過去の施工実績等を総合的に審査の上、決定する。決定するための評価項目、内容については、別紙の参考資料のとおりである。

(２) 第１希望で２位以下となり、第２希望の区域において、第１希望とした者が存在しなかった場合、当該区域を第２希望とした上位１者を選定する。

### 【本件に係る照会先】

札幌開発建設部 札幌河川事務所 副所長（事務）

TEL (011) 581-3235 (内線321)

FAX (011) 582-0212

# 災害等における河川及び砂防の応急復旧業務に関する協定（案）

北海道開発局札幌開発建設部 札幌河川事務所長 正木 孝治（以下「甲」という。）と  
●●●●株式会社 代表取締役社長 ●● ●●（以下「乙」という。）とは、札幌河川事務所  
所が所管する区域において、災害応急対策に係る業務の実施に関し、次のとおり協定を締結す  
る。

## （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川及び砂防（以下「河川等」という。）において、地震、津波、洪水、河道閉塞、火山噴火、土石流、地すべり、大規模事故、水質事故等（以下「災害等」という。）が発生又は発生するおそれがある場合の緊急点検、水防活動、水質事故対策、緊急減災対策等緊急活動（以下「応急業務」という。）に必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減、被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

## （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図に示す第●区域（札幌河川事務所管内）とする。  
2 土砂災害警戒区域等における大規模土砂災害が発生した場合は、所管する市町（札幌市、江別市、石狩市、当別町）の区域とする。

## （業務の実施体制）

第3条 甲は、河川等に災害が発生又は発生するおそれがある場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は乙が被害状況等を把握した場合、乙は、直ちに甲に連絡を入れるように努めるものとする。  
2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに河川等の緊急点検（被害の状況把握と報告）及び甲の指示により該当被害の応急業務を実施するものとする。  
3 乙は、第1項の要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定めるものとする。

## （業務の指示）

第4条 災害等が発生又は発生するおそれがある場合の応急業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。  
2 河川管理施設及び砂防設備等で異常事態の発生又は発生のおそれがある場合など臨機の措置を講ずる必要が生じた場合は、乙は直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従いその措置を速やかに講ずるものとする。

## （業務の着手及び完了）

第5条 乙又は第3条第3項で定めた現場責任者は、業務に着手及び完了したときは、電話等の方法により、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

## （業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した建設資機材等を、速やかに書面により甲に報告するものとする。

## （建設資機材等の報告、提出）

第7条 乙は、予め災害時に備え、第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。  
3 甲は、甲が所有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第9条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し費用を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第13条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならないものとする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式又は直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(訓練等への参加)

第14条 乙は、甲からの要請があった場合は、甲が主催する訓練、講習会等に原則参加するものとする。

なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合は、甲乙協議の上、協定締結を解除することができる。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が北海道開発局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中は、この協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲・乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年3月●●日

甲 北海道開発局札幌開発建設部  
札幌河川事務所長 正木 孝治 印

乙 ●●●●株式会社  
代表取締役社長 ●● ●● 印

## 災害協定参加希望申請書

令和 年 月 日

北海道開発局札幌開発建設部

札幌河川事務所長 正木 孝治 殿

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

令和8年2月17日付けで公示のありました、「災害等における河川及び砂防  
応急復旧業務に関する協定」に参加することを希望しますので、下記の書類を添  
えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 本申請書及び資格決定通知書の写し（様式－1）
- 2 応募を希望する区域に本・支店等の拠点を有することを証明する書類  
（様式－2）
- 3 同種工事の施工実績を証明した書類（様式－3）
- 4 配置予定現場責任者資格保有者一覧（様式－4）
- 5 災害協定等一覧及び証明した書類（様式－5）
- 6 災害緊急活動実績及び証明した書類（様式－6）
- 7 協定締結希望区域（経路図含む）（様式－7）
- 8 緊急時資機材及び労務一覧（様式－8）
- 9 緊急防災体制表（様式－9）

問い合わせ先は、下記のとおりです。

担 当 者 ○○ ○○

部 署 △△本店□□部◇◇課

電話番号（代） ×××－×××－××（内線○○）

## 本・支店の拠点の所在

北海道開発局札幌開発建設部  
札幌河川事務所長 正木 孝治 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊟

令和 8 年 2 月 1 7 日付け公示の「災害等における河川及び砂防の応急復旧業務に関する協定」に係る本・支店の拠点の所在は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 本・支店の拠点

- (1) 本 ・ 支 店 名
- (2) 所 在 地
- (3) 本・支店の責任者氏名
- (4) 添 付 書 類

(登記簿の写し及び地図等本・支店等の所在を確認できる書類を添付。)

札幌開発建設部 札幌河川事務所  
管内における同種工事等の施工実績

会社名: \_\_\_\_\_

同種条件		平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事等の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)同種工事等:3(3)の1～6)については札幌河川事務所が所管する市町において、札幌開発建設部が発注した河川・砂防工事(附带・補償工事、維持工事又は河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物の工事を含む)。
工事名称	工事名	
	発注機関名	北海道開発局札幌開発建設部
	施工場所	△△市□□町
	契約金額	◇◇◇円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体・共同企業体
工事概要	分野	河川・砂防・その他( )
	工種(種別)	築堤工 L=200m V=10,000m <sup>3</sup> コンクリート工 m <sup>3</sup> 堰堤工 1基 護岸工 L=100m A=1,000m <sup>2</sup>  ※ 注:記載欄の表示は記入例です。

注1: 同種工事の実績を証明する資料を添付すること。

注2: 札幌河川事務所が所管する市町とは、札幌市、江別市、石狩市、当別町であり、これらの市町における工事实績が対象工事となる。

## 1級土木施工管理技士又は同等以上の資格保有者

会社名: \_\_\_\_\_

番号	氏名	生年月日	資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- 注
- ・1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
  - ・1級建設機械施工技士の資格を有する者。
  - ・技術士【建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)]又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「森林-森林土木」、「水産-水産土木」とするものに限る。)]の資格を有する者。
  - ・これらと同等以上の資格を有するものとし国土交通大臣が認定した者(旧建設大臣が認定した者を含む。)
  - ・現場責任者として、配置可能な職員は全て記載願います。

## 災害時応急協定又は覚書等の有無

会社名: \_\_\_\_\_

協定等 : 複数有り ・ 1件有り ・ 無し

※注: 該当箇所に○を付けてください

「複数有り」又は「1件有り」に○を付けた方は、全てを下表に記入願います。

1	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		
2	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		
3	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		
4	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		

注1: 令和7年4月1日以降において、国又は地方公共団体(札幌市においては行政区含む)と災害協定等の締結を行っているものを対象とし、その協定書の写しを全て添付すること。

注2: 協定等の活動範囲を札幌開発建設部管内とし、その協定等の更新作業を申請中の場合は、その旨を備考欄に記述をすること。

注3: 建設協会等の会員として国又は地方公共団体(札幌市においては行政区含む)と災害協定等の締結を行っている場合は、その協定書の写しのほか、令和7年4月1日以降に加盟協会等が発行した「協定名」、「締結年月日」、「締結先」、及び「札幌開発建設部管内において活動すること」を明記した証明書等を添付すること。

## 災害緊急活動の実績

会社名: \_\_\_\_\_

①災害緊急活動 の実績の有無	有り ・ 無し (どちらか一方を記入すること。)
②災害協定及び活 動内容	協定名: △△災害協定  ○要請の証明資料又は表彰状・感謝状・礼状について 要請又は授与した者:  ○活動内容について 活動年月日: 活動場所: 活動の概要:  ※災害協定に基づく活動実績を証明する契約書、新聞記事等の写しを添付すること。

- 注1: 令和4年4月1日以降に札幌開発建設部管内において、国、地方公共団体(札幌市においては行政区含む)若しくは公共施設の管理団体(港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO)からの「要請により出動した災害緊急活動」、又は要請のない活動については、企業に対する「表彰状、感謝状又は礼状を授与された災害緊急活動」を対象とする。
- 注2: 要請による災害緊急活動の場合は、要請があり申請者が活動したことを確認できる証明書等を添付すること。
- 注3: 表彰状、感謝状、又は礼状を授与された災害緊急活動の場合は、表彰状、感謝状又は礼状及び活動内容が確認できる証明書等を添付すること(表彰状、感謝状又は礼状で活動内容が確認できる場合は不要)。

## 協定締結 希望区域

会社名  
\_\_\_\_\_

第1希望 \_\_\_\_\_ 区域

第2希望 \_\_\_\_\_ 区域

## 本・支店から希望区域最端部までの距離

会社名:  
\_\_\_\_\_

協定締結(希望)区域	該当する本・支店の名称と住所	該当区域までの距離 (少数第1位止め)
(第1希望) 第〇〇区域		km
(第2希望) 第〇〇区域		km

注1: 複数を希望する者は、それぞれ記入すること。

注2: 本・支店所在地から希望区域までの経路図(縮尺自由)を添付すること。なお、経路図には、本・支店の位置及び希望区域端部における地点(最長地点)までの距離を明記すること。

注3: 経路については、その主たる走行路は公道を基本とし、最終地点付近においては築堤天端を走行することも可とする。

## 緊急時資機材・労務一覧表

会社名: ○○建設(株)

① 災害時の体制

配置可能な応急機材について記載する。

番号	資機材名	規格	単位	数量			保管場所住所 (○○市○○町)	備考
				自社保有	協力会社	リース		
重機・ 機械類	バックホウ	0.45m <sup>3</sup> 級以上	台					
	ショベル	1.4m <sup>3</sup> 級以上	台					
	ブルドーザー	3t級以上	台					
	ダンプトラック	4t車以上	台					普通トラック 含む
	移動式クレーン	4.9t吊以上	台					
				台				
	その他建設機械			台				
機材	水中ポンプ		台					
	発電機		台					
	UAV(ドローン)		台					
	その他機材							
資材	ビニールシート		m <sup>2</sup>					
	PP土のう		袋					
	大型土のう		袋					
	敷鉄板		枚					
	その他資材							
労務	作業員		人					

注1: 恒常的に契約関係にある関連会社で調達可能な場合も含める。

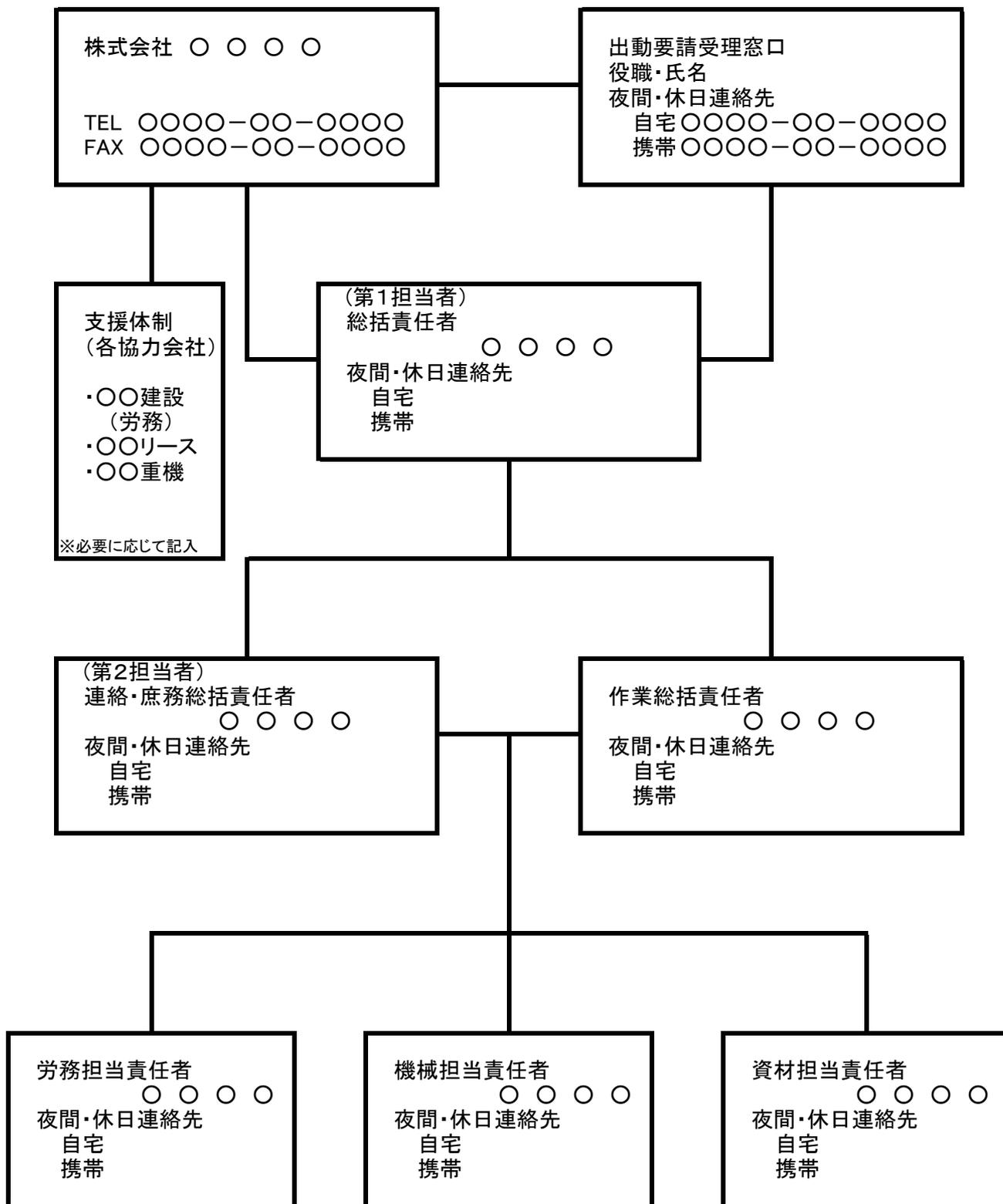
注2: 上記表に資機材などを記載しきれない場合は、適宜様式を追加すること。

注3: 協力会社欄の記載にあたっては、自社と下請契約を締結した実績が十分にある会社の保有台数を記入すること。

注4: リース欄の記載にあたっては、自社と直接的に協力関係(リース契約の実績が十分あることが前提)にあるリース会社の貸出し可能台数を記入するものであり、協力会社がリース会社とリース契約できる台数は対象としない。

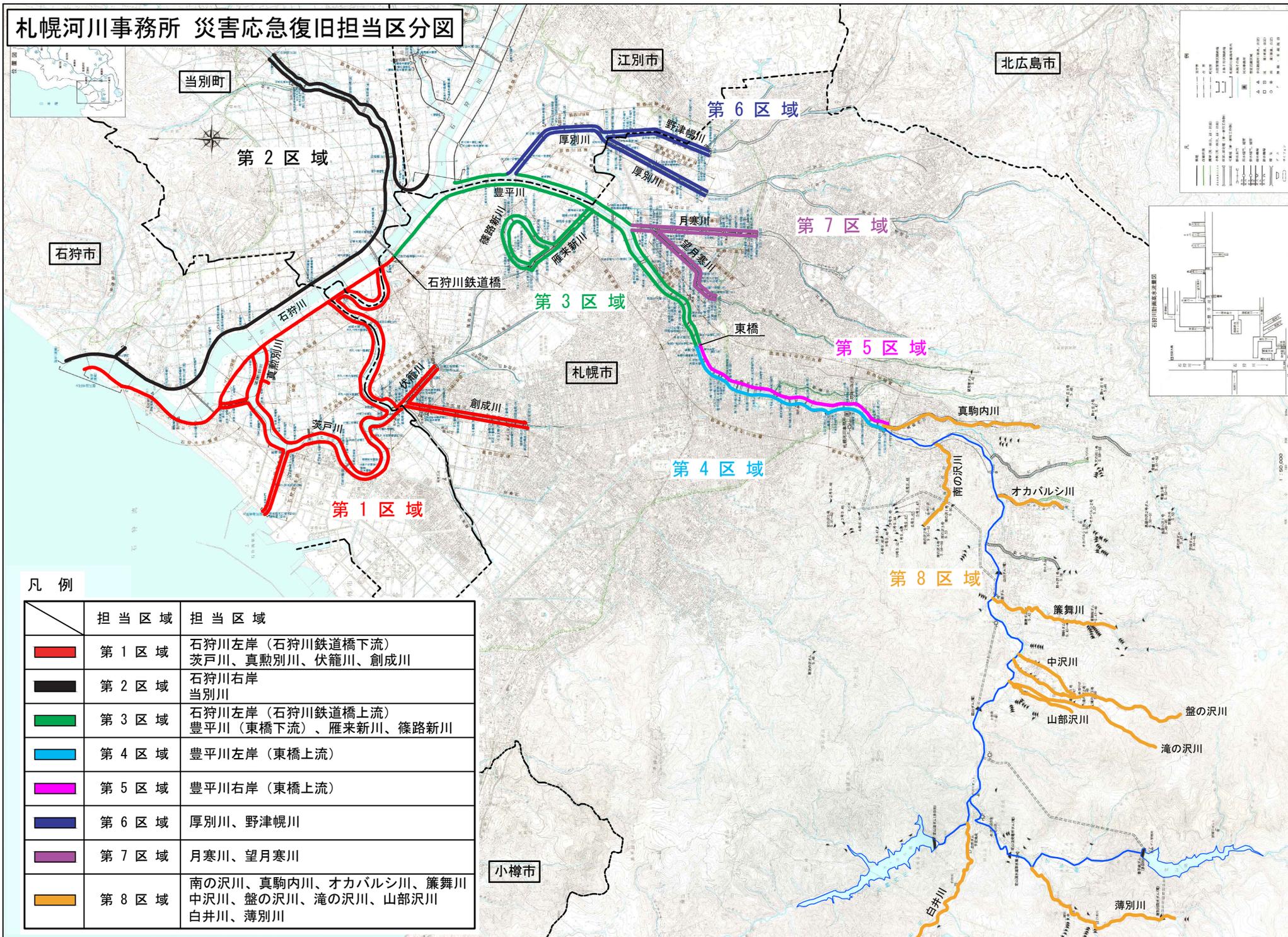
注5:  は、記入必須のこと。

### 緊急防災(連絡)体制表



注1: 申請時の緊急防災連絡体制表には「夜間・休日連絡先」の電話番号及び個人携帯の番号の記載は不要であり、協定締結時に改めて再提出する。  
 注2: 本様式は作成事例を参考として載せたものであり、記載内容・方法には拘らない。

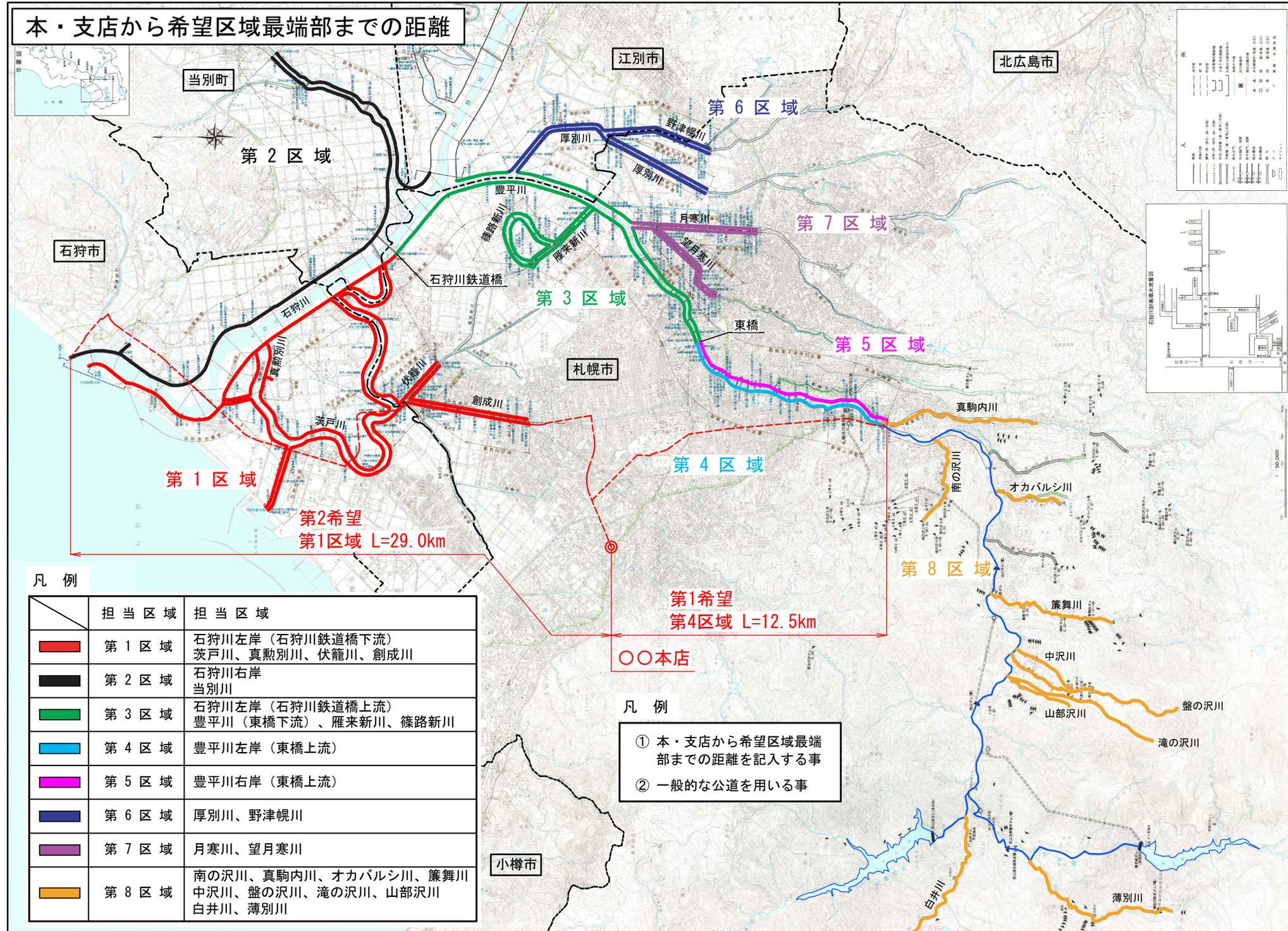
# 札幌河川事務所 災害応急復旧担当区分図



## 凡例

担当区域	担当区域	担当区域
	第1区域	石狩川左岸（石狩川鉄道橋下流） 茨戸川、真敷別川、伏籠川、創成川
	第2区域	石狩川右岸 当別川
	第3区域	石狩川左岸（石狩川鉄道橋上流） 豊平川（東橋下流）、雁来新川、篠路新川
	第4区域	豊平川左岸（東橋上流）
	第5区域	豊平川右岸（東橋上流）
	第6区域	厚別川、野津幌川
	第7区域	月寒川、望月寒川
	第8区域	南の沢川、真駒内川、オカバルシ川、簾舞川 中沢川、盤の沢川、滝の沢川、山部沢川 白井川、薄別川

本・支店から希望区域最端部までの距離



凡例

担当区域	担当区域
	第1区域 石狩川左岸（石狩川鉄道橋下流） 茨戸川、真敷別川、伏籠川、創成川
	第2区域 石狩川右岸 当別川
	第3区域 石狩川左岸（石狩川鉄道橋上流） 豊平川（東橋下流）、雁来新川、篠路新川
	第4区域 豊平川左岸（東橋上流）
	第5区域 豊平川右岸（東橋上流）
	第6区域 厚別川、野津幌川
	第7区域 月寒川、望月寒川
	第8区域 南の沢川、真駒内川、オカバルシ川、篠舞川 中沢川、盤の沢川、滝の沢川、山部沢川 白井川、薄別川

凡例

- ① 本・支店から希望区域最端部までの距離を記入する事
- ② 一般的な公道を用いる事

〇〇本店

第2希望  
第1区域 L=29.0km

第1希望  
第4区域 L=12.5km

(参考資料)

R8 応急協定業者選定における評価項目、内容

事務所等名:札幌河川事務所

	評価項目	本・支店の拠点 (希望区域管内)	同種工事 施工実績	工事成績	工事表彰等	技術者・労務・資機材状況			災害協定 等の有無	災害緊急 活動実績	本・支店から第1希望 区域(最端 部)までの 距離	緊急防災 (連絡)体制
						重機・ 機械類	労務 (作業員)	配置予定現 場責任者 (技術者)				
R8	様式	様式-2	様式-3	-	-	様式-4,8			様式-5	様式-6	様式-7	様式-9
	○印は応募 条件のもの	○	○					○				○
	評価内容	希望区域の市町 に本店がある場 合は優位に評価 する。	—	工事成績に 応じ優位に 評価する。	表彰を受け ている場合 は、優位に 評価する。	保有台数 の多い場 合は優位 に評価す る。	労務者を多 く確保でき る場合は優 位に評価す る。	技術者が多 い場合は、 優位に評価 する。	災害協定が 有る場合は 優位に評価 する。	災害の出動 実績がある 場合は優位 に評価す る。	距離が近 い場合は、 優位に評 価する。	体制が整備 されている 場合は、優 位に評価す る。